

別府市学校適正化に向けての

答 申

平成22年2月

別府市学校適正化検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 検討の背景	2
2. 検討の基本的考え	2
3. 別府市の学校規模の現状と課題	2
4. 教育効果の面からの必要性	3
5. 学校適正化の進め方	4
6. 適正配置	5
7. 実施時期	9
8. 付帯事項	9
おわりに	10

<資料編>

諮問書	11
別府市学校適正化検討委員会設置要綱	12
平成20年度・21年度別府市学校適正化検討委員会委員名簿	13
別府市学校適正化検討委員会開催一覧	15
別府市の児童生徒数の推移	16
学校敷地面積	17
通学区域一覧表（現行）	18
再編後の通学区域一覧表（案）	19
学校規模の現状	20
学校適正化実施後の小学校予想学校規模	21
学校適正化実施後の中学校予想学校規模	22

はじめに

全国的に少子化が進む中、各地で学校統合や通学区再編を通して学校規模格差是正を図る学校適正化が進められております。

本市においても、すでに平成8年度より取り組まれており、これまで第Ⅰ期として浜脇小学校と南小学校の統合校「南小学校」が新設され、第Ⅱ期として野口小学校と北小学校の統合校「別府中央小学校」が新設されました。しかし、未だ、学校規模の格差が地域的に偏り、将来、その格差がますます広がることが予想されており、別府市全体を視野に入れたよりよい教育環境の整備と学校規模の格差是正が求められております。

そこで、本委員会は、平成20年10月20日に別府市教育長より、「別府市内公立学校の学校適正化について」の諮問を受け、これまで協議を重ねてまいりました。以降、検討にあたっては、出来る限り現状にそって児童生徒数の将来的推移を踏まえ地域の要望等も考慮し実現可能なものとなるべく努め、1年4カ月をかけて10回の検討委員会を開催し、あらゆる視点から慎重なる検討を行いました。

答申では、主に「学校規模適正化の進め方について」「適正配置について」「実施時期について」論じており、その手法に沿って学校規模の適正化を図ることを求めています。

別府市教育委員会におかれましては、この答申の趣旨とその内容をよく検討され、児童生徒のためにも可及的速やかに最大限の努力をしていただくことを委員一同期待しております。

平成22年2月

別府市学校適正化検討委員会

会 長 平 川 正 芳

1. 検討の背景

○学校規模格差

少子化の影響により小規模校がある反面、地域によっては大規模化する学校もあり学校規模の格差是正の必要がある。

○議会の付帯事項

別府市全体を視野に入れて、小中学校の学校規模の適正化を図ることが必要であるとの議会からの付帯事項があった。

2. 検討の基本的考え

○教育の質を保証する

児童生徒が、一定規模の同年齢の集団の中での学習や生活を通して多様な意見に触れ互いに切磋琢磨することで、社会性を育て、教育効果の向上を図る。

○標準学校規模の基準を12学級～18学級とする

市内小中学校の学校規模が標準学校規模（12学級～18学級）となるように学校適正化を図り、児童生徒にとってより望ましい教育環境を整備する。

○わかりやすい通学区域再編に配慮する

通学区域再編については、児童生徒の通学の安全確保、通学距離、通学区域のわかりやすさ等を考慮して、主にJR線路、主要道路（流川通りや富士見通り等）で区分けを検討する。

3. 別府市の学校規模の現状と課題

○学校間格差の広がり

本市における小中学校の学校規模は、平成21年5月1日現在で、小学校においては、小規模校3校（東山小4学級・西小6学級・春木川小8学級）、大規模校3校（朝日小19学級・鶴見小19学級・石垣小19学級）、適正規模校9校である。また、中学校においては、小規模校3校（東山中3学級・浜脇中7学級・山の手小10学級）、適正規模校5校である。

将来の学校規模予測では、平成27年度において、小学校では、小規模校が2校（東山小3学級・西小6学級）、大規模校が3校（朝日小20学級・鶴見小19学級・石垣小19学級）あり、平成33年度において、中学校については、小規模校が4校（東山中3学級・浜脇中6学級・北部中11学級・山の手11学級）となっている。

小中学校とも、その規模において学校間格差がかなり生じている。

○地域的な偏り

本市の旧市街地においては、昭和33年度をピークにその後、人口が減少し、それに伴い児童生徒数の減少が続き、ここ数年来、人口増加が見られず、小中学校の小規模化が進んでいる。一方、アパートやマンションなど住宅地を抱える中部や西部地区への人口流入が増加し、児童生徒数の増加による小中学校の大規模化が進むという現象が起きている。また、北部地区についても児童生徒数減少による中学校の小規模化が懸念される。将来の学校規模予測では、そうした地域的な学校規模格差も予想されている。

4. 教育効果の面からの必要性

○活力ある学校づくり

小規模校には、教師の目がきめ細かく届き、異年齢集団が形成されやすいなどの利点があることは十分認識している。しかし、多様な意見に触れ、互いに切磋琢磨しながら伸びていくためには、一定規模の集団の中で活発な学校生活を送り、お互いに刺激し合い活力ある学校づくりが教育上必要であると考えます。

○心豊かでたくましい子どもの育成

大きな集団の中で生活できる力を身につけ、人間関係を広げることのできる教育環境づくりが大切と考えます。このことによって、友だちや他人の良さを知り、人を思いやる豊かな心を育むこと、さらには、自分の大切さも知ることの可能性が大きく広がり、集団が大きくなれば多くのリーダーを育成しながらダイナミックな活動が可能となる。特に、中学校では、さまざまな教育活動の中で、協調性を養い、個性と能力を伸ばしたくましい人材を育成することが期待できます。

○指導体制の充実

学校規模を標準規模とすることで、学級数の増加に伴い、教師も増員し、中学校では専門教師の配置や部活動などの選択の幅が広がることなどが可能となる。また、学習指導や生徒指導、進路指導など集団で指導する機会も増え、教員の資質及び指導力の向上にも結び付くと期待される。指導体制の充実は、教育効果を高めるために必要である。

5. 学校適正化の進め方

○学校適正化の手順

適正化の実施については、以下の手順で計画的に進められたい。

- ①検討委員会の答申を踏まえ、市長部局、各関係機関と十分協議を重ねた上で適正化方針を策定すること
- ②適正化の対象となる校区や地域については、保護者や地域住民に対する説明会を実施し、理解が得られるよう努めること。
- ③学校を新設する場合は、開校するための準備を十分に行うこと。

○学校適正化の優先順位

よりよい教育環境推進の立場から、なるべく早い時期に実現をめざす。したがって、地域住民から要望がでているところから実施に努め、学校統合については、小学校の小規模校解消を優先的に取り組んでいく。

6. 適正配置

(1) 旧市街地について

【小学校】

○西小学校と青山小学校を統合し、統合校の位置は、現青山小学校の校地とすることが望ましい。

西小学校は現在全校189名で6学級である。平成27年までの児童数の推移を見ても大きな変化はなく依然、小規模校のままである。検討の段階で、通学区域の再編も試みたが、南小学校校区から西小学校校区への変更は、南小学校の学校規模が標準学校規模を下回ることから難しい。また、青山小学校校区から西小学校校区への変更は、青山小学校周辺部分までを取り入れないと標準学校規模が図れない。したがって、西小学校の学校適正化は、このような理由から、通学区域再編では行えず、西小学校と青山小学校を統合することで、学校適正化を図ることが望ましいと考える。

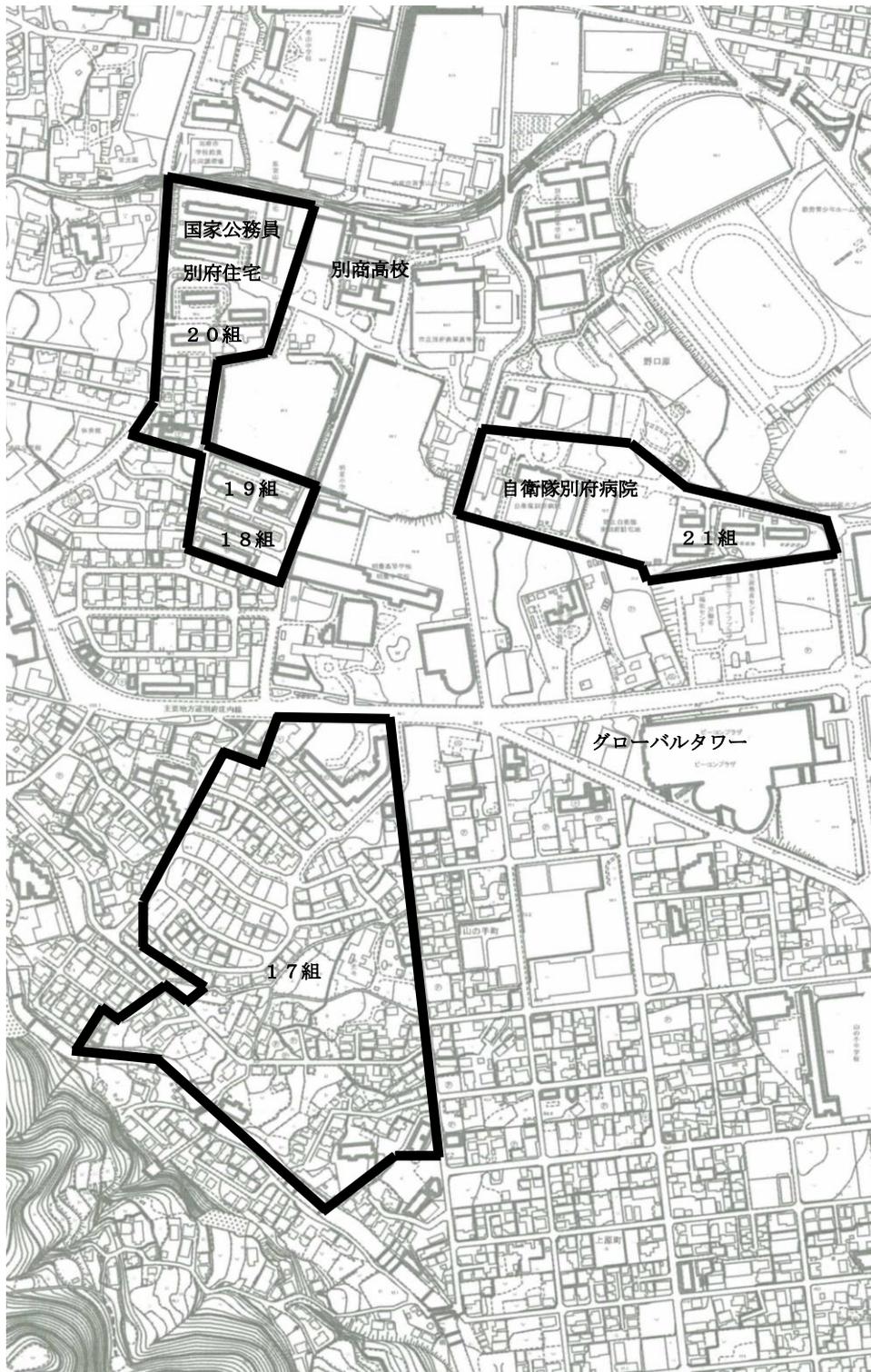
西小学校と青山小学校の統合校の位置については、旧市街地の中学校の学校適正化を前提に考え、現在の青山小学校校地が望ましいと考える。

なお、将来的に児童数減少が予想される別府中央小学校と南立石小学校の学校適正化を図るため、青山小学校校区の田の湯町と中央町を別府中央小学校校区に変更し（※1）、山の手町の一部（17・18・19・20・21組）を南立石小学校校区に変更することが望ましい（※2）。

（※1）田の湯町と中央町



(※2) 山の手町の一部 (山の手町 17・18・19・20・21組)



【中学校】

○浜脇中学校と山の手中学校を統合し、統合校の位置は、現西小学校の校地とすることが望ましい。

浜脇中学校と山の手中学校の、平成33年までの生徒数の推移を見ると、生徒数の増加の傾向は見られず、依然小規模校のままである。そこで、両中学校を統合し、統合校の校地を現西小学校の校地とすることが望ましいと考える。

なお、統合校の通学区域は、南小学校校区と西小学校と青山小学校の統合校校区と別府中央小学校校区の富士見通りより南側地区とすることが望ましい。

(2) 西部地区と中部地区について

【小学校】

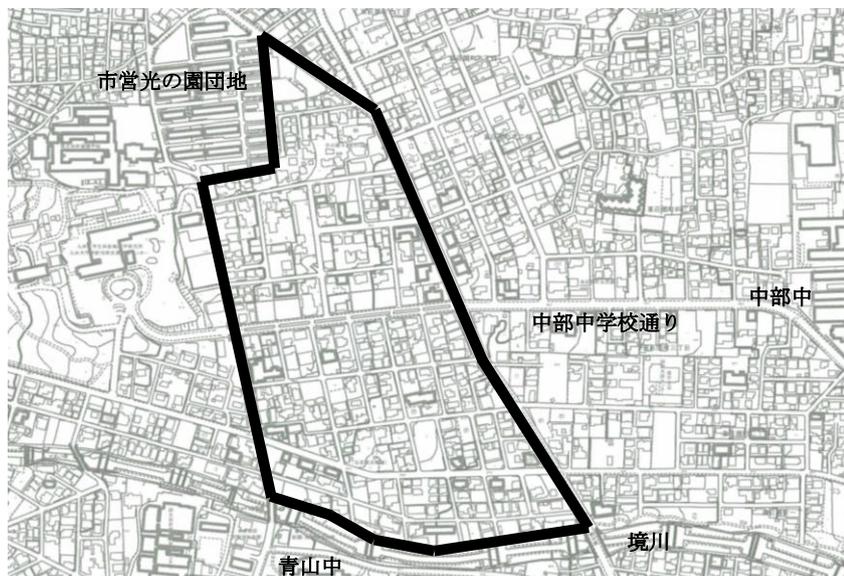
○南立石小学校校区の再編が望ましい。

南立石小学校の小規模校化を解消するために、青山小学校校区の山の手町の一部（※2）を南立石小学校校区として、学校規模の適正化を図ることが望ましいと考える。通学区域再編を実施した場合、平成27年度予想で南立石小学校は、児童数423名、学級数14の標準学校規模の小学校となる。

○鶴見小学校校区と緑丘小学校校区の再編が望ましい。

鶴見小学校の大規模校化を防ぎ、緑丘小学校の小規模校化を解消するために、鶴見小学校校区の荘園町の一部（1・2・8・9・10組）を緑丘小学校校区に再編し、学校規模の適正化を図ることが望ましいと考える（※3）。通学区域再編を実施した場合、平成27年度予想で鶴見小学校は、児童数502名、学級数18となり、緑丘小学校は、児童数329名、学級数12の標準学校規模の小学校となる。

(※3) 荘園町の一部 (1・2・8・9・10組)

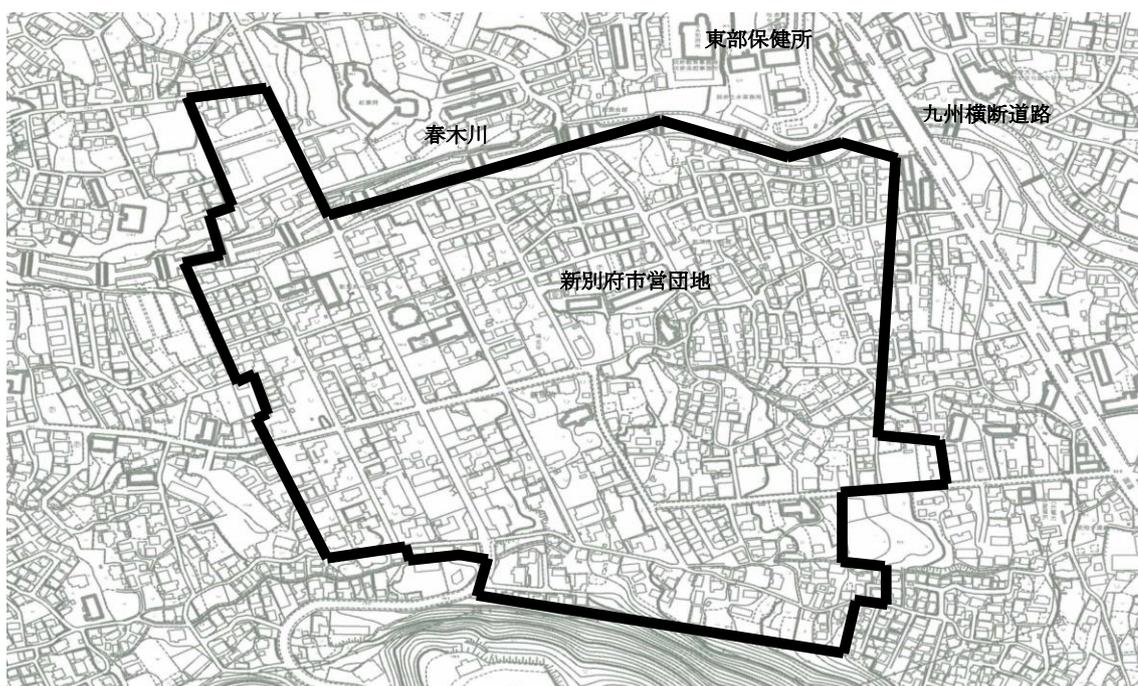


【中学校】

○鶴見台中学校校区の再編が望ましい。

鶴見台中学校校区の新別府町を朝日中学校校区へ再編することで、鶴見台中学校の大規模校化を解消できると考える(※4)。新別府町の生徒は、現在、鶴見台中学校へ通学しているが、朝日中学校へ通学することで多少、通学距離は長くなるが、本来、新別府町は朝日小学校校区であることから朝日中学校校区に再編することが望ましいと考える。

(※4) 新別府町



(3) 北部地区について

○小学校、中学校ともに現在の校区のままが望ましい。

亀川駅のリニューアル等により利便性が高まり、定住人口の増加が見込まれることから、現在の校区のままでその推移を見守りたい。

- ※ 旧市街地以外の西部、中部、北部の小中学校の適正化については、今後も児童生徒数の推移を見守るとともに、通学区域審議会において十分に協議を進めることが必要であると考えます。

7. 実施時期

- (1) 現在、鶴見小学校校区の荘園町（1・2・8・9・10組）の緑丘小学校への校区編入、鶴見台中学校校区の新別府町の朝日中学校への校区編入の早期実現をめざす。

なお、平成21年2月13日に荘園町自治会より現鶴見小学校校区から緑丘小学校校区への通学区域変更の要望書が提出されていることからなるべく早い時期の実現をめざす。

- (2) 平成24年度統合校の開校を目途に、西小学校と青山小学校の統合をめざす。平成27年度統合校の開校を目途に、浜脇中学校と山の手中学校の統合をめざす。

8. 付帯事項

- (1) 本検討委員会では、平成21年5月1日現在の児童生徒数と学級数をもとに議論を行ったが、道路整備や住宅開発による人口動向により新たな学校規模の格差や問題点が生じたりする可能性があるため、今後、児童生徒数の動向を注視し、適切に対応されたい。
- (2) 学校適正化を進めるためには、保護者や自治会代表者、地域住民との十分な協議を重ね、理解を求めることが重要である。
- (3) 跡地利活用については、全市的な視野に立って考える必要がある。特に、教育委員会としての基本的な方向を示し、市長部局と連携してできるだけ早い時期に活用方法を見出すことが必要である。なお、市の財政状況を鑑み、売却してその財源をもって統合校の建設費に充てることも一つの考えであることを申し添えたい。

おわりに

以上、本検討委員会は、児童生徒数が減少しつつある今日の別府市の状況及び将来展望を踏まえ、あくまでも教育上の視点を重視し、教育環境の改善を目指した別府市内公立学校の学校適正化について検討を進めてきました。

検討の過程で、学校規模に関しては小規模校における教育実践の紹介や少人数ならではのきめ細かな教育を評価する意見、学校規模を適正規模とするための通学区域の再編で生じる通学路の安全確保、距離、心理状態、また、住民に対して理解できるまでの説明が可能かどうか等、実現に向けてかなり踏み込んだ幅広い活発な論議が行われました。もとより、学校の適正規模についての考え方や適正化についての理論など地方公共団体によって違いがあり、学校と地域との関係、地域と地域との関係など容易に解決できない難しい課題もあり、容易に結論を見出すのが難しいテーマでもありました。

本検討委員会では、法的根拠を踏まえ、望ましい教育環境をめざして、委員各自の教育経験や教育に関する思いや考え方を出し合い、ここに答申をまとめました。

この答申は、本検討委員会のこれまでの論議をとりまとめたものですが、付帯事項にもある通り、時代の流れによる人口動向によってはその都度見直し、さらに検討を加えていく必要もあると考えます。

最後に、この答申が別府市の児童生徒の心身ともに健やかな成長に寄与し、別府市の教育環境整備及び学校教育の充実に役立つことを願っております。

別府市学校適正化検討委員会

会 長 平 川 正 芳

資料

別教委総第4-0941号
平成20年 10月20日

別府市学校適正化検討委員会会長 殿

別府市教育委員会
教育長 郷 司 義 明

別府市内公立学校の学校適正化について（諮問）

標記の件につきまして、別府市学校適正化検討委員会設置要綱に基づき、下記のとおり貴委員会の答申を求めます。

記

- 1 市内公立学校の学校規模適正化の進め方について
- 2 市内公立学校の適正配置について
- 3 学校適正化の実施時期について

別府市学校適正化検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 別府市における学校適正化に関して、学識経験者、市民代表、学校関係者からなる別府市学校適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 市内公立学校の学校規模適正化の進め方について
- (2) 市内公立学校の適正配置について
- (3) 学校適正化の実施時期について

(組 織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市民代表、学校関係者のうちから教育長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する答申がなされたときに終了するものとする。ただし、任期途中であっても、別表に掲げる職を離れたときは委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、委員の過半数以上の出席で開催し、出席委員の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会議は、原則公開とする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

- 2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。この要綱は、平成20年10月20日より施行する。